

大津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(口述書)

議案第45号「大津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

まず、1の改正理由についてであります。現在、下水道法施行令において公共下水道等からの放流水に含まれる「大腸菌群数に係る基準」を定めているところ、この基準が「大腸菌群数」から「大腸菌数」へと改正されました。この改正を受け、滋賀県公害防止条例施行令についても同様の改正が行われたことから、本市の関係条例である大津市下水道条例につきましても影響箇所の改正を行うものです。

次に、2の改正内容についてであります。大津市下水道条例第13条第12号中にある「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものです。

次に、3の施行期日についてであります。記載のとおり、令和7年4月1日となります。こちらは、下水道法施行令及び滋賀県公害防止条例施行規則の施行日と同日となります。

3ページをご覧ください。

こちらは、「大津市下水道条例の一部を改正する条例」の改正部分の新旧対照表でございます。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。